（定義）に規定する連結所得をいう。以下この項において同じ。）の金額（同条第一項又は第二項の規定によりその計算上当該事業年度の所得の金額に算入される金額をいう。以下この項において「未計上収益額」という。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額。次項及び第三項において「繰延長期割賦損益額」という。）が千万円以上のものとする	法人税法施行令第百三十一条の十三第二項	とする。	
及びリース譲渡に係る契約（繰延長期割賦損益額が千万円に満たないもの及び第二号ロに規定する初年度離脱加入子法人の有するものを除く。）とする。	法人税法施行令第百三十一条の十三第三項	とする。	
若しくは第二号に掲げる金額又は法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号。以下この項において「令和七年改正令」という。）附則第十二条第二項（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置）の規定により読み替えられた第百三十一条の十三第一項（時価評価資産等の範囲）に規定するリース譲渡に係る契約のうち同項に規定する繰延長期割賦損益額が千万円以上のもの（以下この項において「リース譲渡契約」という。）に係る同条第一項に規定する未計上収益額	法人税法施行令第百三十一条の十七第二項	又は第二号に掲げる金額	当該金額
第三号に掲げる金額又はリース譲渡契約に係る令和七年改正令附則第十二条第二項の規定により読み替えられた第百三十一条の十三第一項に規定する未計上費用額			
これらの金額	租税特別措置法施行令第三十八条の四第三項	金額とする	
金額とする。この場合において、当該収益の額につき所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧効力法人税法」という。）第六十三条の規定の適用を受けているときは、同条の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額（当該金額に法人税法施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第百二十一号）附則第十二条第一項の規定により改正前の法人税法施行令第百二十四条第一項第二号ロに掲げる金額に相当する金額及び同条第四項第二号に掲げる金額が含まれている場合には、これらの金額を控除した金額）によるものとする	租税特別措置法施行令第三十八条の四第四項		
とする。この場合において、当該原価の額につき旧効力法人税法第六十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、同条の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額によるものとする	租税特別措置法施行令第三十八条の四第五項		

租税特別措置法施行令第三十八条の四第六項	とする	とする。この場合において、当該土地等の譲渡に係る収益の額及び費用の額につき旧効力法人税法第六十三条第一項又は第二項の規定の適用を受けているときは、当該合計額につき同条の規定により損金の額に算入される金額を計算することとした場合に当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額とする

3　改正法附則第十七条第四項に規定する政令で定めるものは、適格分割又は適格現物出資（当該適格分割又は適格現物出資に係る分割法人又は現物出資法人が第五項の規定の適用を受ける場合における当該適格分割又は適格現物出資に限る。）による分割承継法人又は被現物出資法人への譲渡とする。

4　改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けた法人（以下この項において「均等計上法人」という。）を被合併法人とする適格合併が行われた場合において、当該適格合併に係る合併法人が当該適格合併によりその適用に係る旧リース譲渡（同条第二項に規定する旧リース譲渡をいう。以下この条において同じ。）に係る契約の移転を受けたときは、当該合併法人の当該適格合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該合併法人を改正法附則第十七条第四項に規定する法人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなし、かつ、当該均等計上法人がした同条第五項の申告の記載は当該合併法人がしたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。この場合において、同項第一号中「事業年度」とあるのは「事業年度（この項の規定の適用を受けた法人を被合併法人とする適格合併により当該旧リース譲渡に係る契約の移転を受けた日の属する事業年度にあっては、同日から当該事業年度終了の日までの期間）」と、同項第二号ロ中「算入された金額」とあるのは「算入された金額（前号に規定する法人において各事業年度の所得の金額の計算上益金の額及び損金の額に算入された金額を含む。）」とする。

5　改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けた法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいう。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）が行われた場合において、当該法人が当該適格分割等によりその適用に係る旧リース譲渡に係る契約を移転したときは、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度における同項の規定の適用については、同項の規定の適用に係る改正法附則第十七条第三項に規定する未計上収益額及び未計上費用額（以下この条においてそれぞれ「未計上収益額」及び「未計上費用額」という。）をそれぞれ六十で除し、これらに当該事業年度開始の日から当該適格分割等の日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額を改正法附則第十七条第四項第一号に掲げる金額とし、当該未計上収益額及び未計上費用額から移転未計上収益額及び移転未計上費用額（それぞれ第一号に掲げる金額に第二号イに掲げる月数を乗じて計算した金額をいう。以下この条において同じ。）を控除した金額を同項第二号イに掲げる金額とする。

一　当該未計上収益額及び未計上費用額をそれぞれ六十で除して計算した金額

二　六十から経過月数（改正法附則第十七条第三項に規定する基準事業年度開始の日から当該適格分割等の日の前日までの期間の月数をいう。）を控除した月数

6　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割等の日以後二月以内に未計上収益額及び未計上費用額並びに移転未計上収益額及び移転未計上費用額、これらの金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　適格分割等（当該適格分割等に係る第五項に規定する分割法人等が同項の規定の適用を受ける場合における当該適格分割等に限る。）が行われた場合において、当該適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）が当該適格分割等により改正法附則第十七条第四項の規定の適用を受けた法人（以下この項において「均等計上法人」という。）からその適用に係る旧リース譲渡に係る契約の移転を受けたときは、当該分割承継法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該分割承継法人等を同条第四項に規定する法人と、当該旧リース譲渡を同項の規定に該当する旧リース譲渡と、それぞれみなし、